

令和5年度 第3回嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会 会議録

- 審議会の名称 令和5年度 第3回嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会
- 開催日時 令和5年12月26日(火) 14時00分から15時15分
- 開催場所 嘉麻市役所 本庁5階 5A
- 公開又は非公開 公開

●出席者

(1) 出席委員 10名

森山 沾一 委員・頼金 豊子 委員・古川 勤 委員・大里 茂晴 委員
古賀 恒也 委員・大滝 知幸 委員・石本 弥子 委員・野口 綾子 委員
有江 真由美 委員・田中 浩二 委員

(2) 欠席委員 1名

小川 史佳 委員

(3) 事務局

人権・同和対策課長 大塚 千穂子、課長補佐 松岡 守之、係長 松岡 幸宏

●傍聴人数 0人

●会議次第

1. 開会あいさつ

2. 議事

- (1) 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画(案)の取りまとめについて(報告)
- (2) パブリックコメントの実施について
- (3) その他

●配布資料

1. 会議次第

2. 【資料(1)】 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画(案) ※とりまとめ

3. 【資料(2)】 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画(案)

2024(令和6)年度～2028(令和10)年度

4. 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画(案)に係るパブリックコメントの実施について

●審議会の内容

①会議録確認者の指名について・・・大里茂晴 委員に決定。

②議事(1) 第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画(案)の取りまとめについて(報告)
事務局より【資料(1)】、【資料(2)】を用い、以下の説明を行う。

【資料(1)により説明】

・前回の審議会で説明した実施計画の見直しは、2021年9月に実施した市民意識

調査の結果を踏まえて、方向性や課題などを勘案して行った。(朱書き部分)

- ・大きく「1.行政全体としての取組」「2.分野別人権施策の推進」の2つに分かれていて、分野ごとについては文言修正を含め担当部署で見直しを行った。
- ・行政全体部分は「取組項目」「取組事項」ともに大きく見直した。

【資料（2）により説明】

- ・資料（1）に示した、修正を反映させたもので、すべての行政施策は、人権の施策であるという姿勢に立ち、さらなる取組を行うという趣旨を読み上げる。
- ・この実施計画は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年とし、毎年度ごと進捗状況の確認を行うこととする。
- ・また、意識調査から見えてきた課題について数値化した成果目標を掲げ取組を行うこととした。

※具体的な修正内容など、いくつかピックアップし説明を行う。

【議事（1）について質疑】

- ・会 長…分野別人権施策の推進については16項目となっている。法務局の人権課題は17項目だったと思う。その中にコロナ関連と災害についてもあったか。
- ・委 員…法務省では啓発活動の強調事項として17項目あり、その中に「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」といった項目がある。この中にないものとしては、強調事項に「人身取引をなくそう」というものがあるが、それ以外は同じ課題が網羅されている。

- ・会 長…LGBTQというのが上がっていなかったか。
- ・委 員…「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」という項目にある。

- ・会 長…今回この場で意見が出た場合、事務局より各課などに戻して内容を変えられるということか。
- ・事務局…現段階は、各課から出た見直し後の案となっている。最終的には嘉麻市人権教育・啓発施策策定委員会で決定となるが、それに向け審議会のみなさんより意見をうかがっている。それまで調整しながら進めることとなる。その間に市民の方へ向けてパブリックコメントを行うこととしている。

- ・会 長…モニタリングのところで、体制作りとなっているが県もやっている。具体的にどういったところでどこがするのか。人権・同和対策課でするのか。
- ・事務局…モニタリングについては規程があり、人権・同和対策課 嘉穂隣保館において行うこととなっている。県も行っており情報提供いただいている。こちらも県に報告している。市として削除要請ができない場合は、法務局ないし県のほうにお願いするといったことを行っている。
- ・会 長…担当者が決まっているのか。人権・同和対策課で？

- ・事務局…専任ではないが、職員が担当し行っている。

【議事（１）について意見】

- ・会 長…教育委員会 子どもの人権問題あるいは教育に関する事で、例えば具体的には、生活体験活動とか社会体験活動、自然体験活動を通して、子どもたちの生きる力を育むという。これはすごくいいことだが、「生きる力」だけではなくて、「生き抜く力」という視点が大事ではないかと思う。
- ・事務局…意見を踏まえ、担当部署と協議させてもらう。

※実施計画案の内容については了承を得て、意見などは事務局と担当部署とで協議し、修正については事務局で行うこととなった。

③議事（２）パブリックコメントの実施について

事務局よりパブリックコメントの実施について以下の説明を行う。

- ・計画などを立てるときは市民より意見を求めることとなっている。
- ・実施期間は1月23日から2月21日まで
- ・各庁舎の情報コーナー、嘉麻市のHPなどを使って周知する。
- ・意見の提出方法については、持参（投函箱）、同対課へ提出、郵送、FAX、電子メールを利用。
- ・提出された意見については、HPで回答と合わせ公表し、個別に回答は行わない。
※個人情報については出さない。

- ・パブリックコメントを経て、審議会のご意見とともに第3次嘉麻市人権教育・啓発実施計画を策定していく。

【議事（２）について質疑】

- ・会 長…前回、第2次実施計画の時はどれくらい意見が出たか。
- ・事務局…前は7名 延べ85件（重複した内容を含む）
取りまとめて45件 うち修正などを行ったものが30件

- ・委 員…パブリックコメントについては良いことで、前回は多数の意見が寄せられたと記憶している。いろいろな意見があると思うがこれについて、ひとつずつ回答をしていくのか。内容によっては対応を考えておいた方がよいと思う。
- ・事務局…手続き上、出された意見として受け付けなければならないと考える。その対応については検討する。

④議事（３）その他について

事務局よりは特になし。今後の予定について以下の説明を行う。

- ・1月23日から2月21日までパブリックコメントを実施する。

- ・パブリックコメントで出された意見の概要、それに対する市としての考え方や修正内容などを作成し公表する。
- ・修正などを加えた実施計画案を作成し、審議会のみなさんよりは3月上旬ごろご意見をいただく。この時答申も作成したい。
- ・実施計画は、審議会の答申を基に、最終的には嘉麻市人権教育・啓発施策策定委員会で決定して市長へ報告する。これを本年度中に行う。

◎次回審議会の日程について

- ・パブリックコメントの結果次第ではあるが、3月8日（金）もしくは14日（木）午後より審議会開催を予定とした。

以上

上記に相違ないことを確認する。

令和6年1月11日

会議録確認者 大里茂晴 委員